

## ○藤井寺市環境保全審議会規則

昭和56年10月7日規則第21号

改正

昭和58年3月25日規則第10号

昭和58年9月30日規則第20号

昭和61年3月31日規則第4号

平成2年3月30日規則第2号

平成8年3月29日規則第6号

平成9年8月27日規則第20号

平成10年12月24日規則第35号

平成12年3月31日規則第1号

平成14年3月29日規則第4号

平成20年3月28日規則第3号

平成21年3月25日規則第4号

令和2年3月31日規則第8号

## 藤井寺市環境保全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市環境保全基本条例（昭和58年藤井寺市条例第9号）第7条第2項及び藤井寺市ラブホテル建築の規制に関する条例（平成10年藤井寺市条例第33号）第11条の規定に基づき、藤井寺市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係各種団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、審議会が審議する事項のうち、市長が必要と認めた事項について議事に参与する。
- 4 臨時委員は、当該事項に関する審議が終了するまでの間在任する。  
(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（当該議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。  
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境衛生課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日規則第20号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成2年3月30日規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月24日規則第35号）

この規則は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市環境保全審議会規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項第2号の委員である者の任期は、旧規則第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に満了する。

附 則（令和2年3月31日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月20日規則）

この規則は、公布の日から施行する。